

○パイロットナミキヒデユキ経営学部奨励賞要項

1. 趣旨

大東文化大学（以下「本学」という。）経営学部は、本学の学生のうち、以下の成果を出した学生に対して、奨励奨学金（個人及び団体等）の給付をととして活動を奨励することを目的として、パイロットナミキヒデユキ経営学部奨励賞制度（以下「経営学部奨励賞制度」という。）を設ける。

2. 経営学部奨励賞制度の原資及び期間

経営学部奨励賞制度の運用に要する費用は、一般社団法人パイロットナミキヒデユキ奨学支援機構からの寄付金年額50万円を上限とする。事業の期間は、令和6年度を初年度とし、寄付の終了までとする。

3. 経営学部奨励賞制度の対象者と対象期間

奨励奨学金の給付を受ける者は、本学の経営学部に在学する正規の学生のうち、以下①のコンテスト入賞者・②～⑤の資格試験合格者、及びこれらに準ずるコンテストの入賞者・資格試験の合格者とし、公序良俗に反しない学生に1人最高10万円まで給付する。ただし、休学中及び退学の者は、対象外とする。「正規の学生」には、科目等履修生及び交流学生などは含まれない。対象は、原則、前年度11月1日から当年度10月31日の成績、結果とする。

①学生ビジネスプランコンテスト（例：キャンパスベンチャーグランプリ東京大会、NIKKEITHEPITCHSOCIAL、学生ビジネスプランコンテスト）あるいは学生懸賞論文（例：商工総合研究所中小企業懸賞論文、日銀グランプリ）

②中小企業診断士試験

③国税専門官採用試験

④リテールマーケティング(販売士)1級検定試験

⑤応用情報技術者試験

4. 経営学部奨励賞制度の回数、人数、奨励奨学金の金額

- ・経営学部奨励賞制度による給付は、毎年度1回とする。
- ・奨励奨学金の額は、一件当たり最高10万円とする。
- ・①の学生ビジネスプランコンテストや学生懸賞論文に複数名で応募した場合は奨励奨学金を均等に分割する。
- ・給付された奨励奨学金は、返還の義務を負わない。

5. 他の奨学金等との併給

対象者が、学内及び学外の他の奨学金、授業料減免制度、特別修学支援金等を受給することを妨げない。

6. 受給者の推薦

- (1) 毎年10月末日までに教員推薦または自薦(入賞・合格状況が証明された書類等を経営学部事務室に提出)の後、執行部で授与の適否を判断し、対象者を決定する。
- (2) 決定した対象者について、経営学部事務室から渉外連携室に出願手続きを行う。
- (3) 大東文化大学100周年記念事業募金委員会委員長は、募金委員会を経て、経営学部奨励賞制度の受給推薦者を決定するものとする。また、決定内容を学長に報告する。
- (4) (3) により推薦を受けた者から、一般社団法人パイロットナミキヒデユキ奨学支援機構が選考し受給者を決定する。

7. 奨励金の交付

奨励奨学金の交付は、学内及び学外何れかの受賞式会場にて給付する。(実際には目録を渡すこととし、振込とする。)

8. 決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときには、経営学部奨励賞制度の決定を取消し、当該年度に交付された奨励奨学金を返還させることができる。

- (1)学則その他の規則等に違反し、処罰されたとき
- (2)本学の名誉を傷つけ、または本学に多大な損害を与えたとき

9. 事務

経営学部奨励賞制度に関する事務は渉外連携室が行い、奨励奨学金受付と交付事務は経営学部事務室が行う。